

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例（1）…………… 2
- 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例（2）…………… 2
- 世田谷区職員定数条例の一部を改正する条例（3）…………… 2
- 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例（4）…………… 3
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（5）…………… 3
- 世田谷区災害対策基金条例の一部を改正する条例（6）…………… 3
- 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例（7）…………… 3
- 世田谷区用地取得基金条例（8）…………… 3
- 世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例の一部を改正する条例（9）…………… 3
- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（10）…………… 4
- 世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例（11）…………… 4
- 世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（12）…………… 4
- 世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（13）…………… 7
- 世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（14）…………… 8
- 世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（15）…………… 9
- 世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（16）…………… 10
- 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（17）…………… 10
- 世田谷区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（18）…………… 12
- 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（19）…………… 12
- 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を

- 改正する条例（20）……………13
- 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（21）……………13
- 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（22）……………13
- 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例（23）……………16
- 規 則**
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（1）……………17
- 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（2）……………17
- 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（3）……………18
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則（4）……………18
- 世田谷区用地取得基金条例施行規則（5）……………18
- 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則（6）……………19
- 世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（7）……………20
- 世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（8）……………21
- 世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（9）……………21
- 世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（10）……………22
- 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（11）……………22
- 世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則（12）……………23
- 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則（13）……………23
- 世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（14）……………23
- 世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則（15）……………23
- 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則（16）……………24
- 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則（17）……………24
- 世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の一部を改正する規則（18）……………26
- 世田谷区みどりの基本条例施行規

- 則の一部を改正する規則（19）……………26

条 例

次に掲げる条例を公布する。
令和6年3月5日
世田谷区長 保坂展人

- 世田谷区条例第1号**
世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第2号**
世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第3号**
世田谷区職員定数条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第4号**
昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例
- 世田谷区条例第5号**
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第6号**
世田谷区災害対策基金条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第7号**
世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第8号**
世田谷区用地取得基金条例
- 世田谷区条例第9号**
世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第10号**
世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第11号**
世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第12号**
世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第13号**
世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第14号**
世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第15号**
世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第16号**
世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第17号**
世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条

世田谷区公報

<p>例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第18号 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第19号 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第20号 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>世田谷区条例第21号 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第22号 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第23号 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区立地区会館条例（昭和54年9月世田谷区条例第47号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1の2の部世田谷区立代田地区会館の項中「大広間 和室」を「会議室 大広間」に改め、同表の4の部世田谷区立千歳台地区会館の項及び世田谷区立岡本地区会館の項中「会議室 料理講習室」を「会議室」に改める。</p>
--	---	--

別表第3の2の部世田谷区立代田地区会館の項を次のように改める。

世田谷区立代田地区会館	会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円

別表第3の4の部世田谷区立千歳台地区会館の項を次のように改める。

世田谷区立千歳台地区会館	第1会議室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				540円	540円
	和室				200円	200円

別表第3の4の部世田谷区立岡本地区会館の項を次のように改める。

世田谷区立岡本地区会館	第1会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円

附 則

- この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の世田谷区立地区会館条例（以下「改正後の条例」という。）別表第3の2の部世田谷区立代田地区会館の項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 世田谷区立代田地区会館の施設の使用

（施行日以後の使用に限る。）の承認を受けようとする者は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。

4 区長は、前項の申請があった場合には、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
世田谷区手数料条例（平成12年3月世田

谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の82の項中「建築主事」の次に「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加え、同表の95の2の項中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同表中125の10の項を125の12の項とし、125の9の項を125の11の項とし、125の8の項を125の10の項とし、125の7の項の次に次のように加える。

125の8	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	28,000円	認定申請のとき。
125の9	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	28,000円	認定申請のとき。

別表第3第1の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表第6の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表備考第4項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同表備考第8項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区職員定数条例の一部を改正する条例

世田谷区職員定数条例（昭和50年3月世田谷区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を削る。

第3条中「前条第1項各号に掲げる各部署内における職員の定数は、同項各号」を「各部署等内に配置する職員の数、前条各号」に改め、同条を第4条とし、同条の前に次の3条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和23年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、職員の定数を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、「職員」とは、区長の部局、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局並びに教育委員会の所管に属する学校（以下「各部署等」という。）に勤務する常勤の地方公務員（副区長、教育長並びに地方自治法第252条の17第1項の規定により、他の地方公共団体に派遣した者（被災地に派遣した者を除く。）及び他の地方公共団体から派遣された者（警視庁又は東京消防庁から派遣された者を除

く。)を除く。)をいう。
 2 この条例において、「定数」とは、任用数の上限をいう。
 (職員の定数)
 第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
 (1) 区長の部局 5,314人
 (2) 議会の事務局 27人
 (3) 教育委員会の事務局 380人
 (4) 教育委員会の所管に属する学校 240人
 (5) 選挙管理委員会の事務局 24人
 (6) 監査委員の事務局 12人
 (7) 農業委員会の事務局 3人
 合計 6,000人
 附 則
 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例
 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年3月世田谷区条例第3号）は、廃止する。

附 則
 1 この条例は、公布の日から施行する。
 2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、なお、その効力を有する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)」を削る。

附 則
 (施行期日)
 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)
 2 この条例による改正後の第2条の2の規定により新たに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の条例で定める者となる児童を養育する者は、施行日前においても、育児休業、育児短時間勤務（職員の育児休業等に関する条例第8条第1号に規定する育児短時間勤務をいう。）及び部分休業の取得のために必要な手続を行うことができる。

世田谷区災害対策基金条例の一部を

改正する条例
 世田谷区災害対策基金条例（平成20年3月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「災害応急対策」を「災害予防、災害応急対策」に改める。

第6条中「の目的」を「に規定する目的」に改める。

附 則
 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。

第46条の2第2項に次のただし書を加える。

ただし、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車にあっては、運転免許証の提示を要しない。

附 則
 1 この条例は、公布の日から施行する。
 2 この条例による改正後の第46条の2第2項ただし書の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

世田谷区用地取得基金条例（設置の目的）

第1条 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、世田谷区用地取得基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、8,000,000,000円とする。

2 区長は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定による積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。

4 区長は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金の一部を処分することができる。

5 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は処分額相当額減少するものとする。

(基金の運用)

第3条 区長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(基金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金等の整理)

第5条 基金の運用から生ずる収益及び管理に要する経費は、世田谷区一般会計歳

入歳出予算に計上して整理する。
 (繰替運用)
 第6条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)
 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例（平成14年12月世田谷区条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「区民の本人確認情報」を「区民等の本人確認情報、附票本人確認情報」に改める。

第2条第1号中「本人確認情報」の次に「及び附票本人確認情報」を加え、「第30条の2第1項」を「第19条の3」に改め、「提供」の次に「(市町村にあっては、記録及び保存)」を加え、同条第2号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「番号省令」という。）第35条第1項第2号及び第7号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「番号命令」という。）第23条の2第2号及び番号法第16条の2第2項」に改め、同条第3号中「本人確認情報」の次に「及び附票本人確認情報」を加え、「及び転出確定通知」を「並びに転出確定通知」に改め、同条第4号中「本人確認情報」の次に「及び附票本人確認情報」を加え、「及び市町村長」を「並びに市町村長」に改め、同条第5号中「第30条の9」を「第30条の7第4項」に改め、「もの」の次に「及び機構保存附票本人確認情報（住民基本台帳法第30条の42第4項に規定する機構保存附票本人確認情報をいう。）」を加え、同条第9号中「区民」を「区民等」に改め、「者」の次に「及び区の戸籍の附票に記載されている者（戸籍の附票の削除を行った場合は、当該戸籍の附票に記載されていた者）」を加え、同条第10号中「で、同法第7条に掲げる氏名、出生の年月日、男女の別、住所、個人番号及び住民票コード並びに住民票の記載等に関する事項（住民基本台帳法施行令第30条の5各号に規定する事項をいう。）」を削り、同条第12号中「第30条の9」の次に「及び第30条の44」を加え、「第30条の10第1項に規定する通知都道府県」を「第30条の10第1項及び第30条の44の3第1項に規定する通知都道府県及び附票通知都道府県」に、「第30条の11第1項に規定する通知都道府県」を「第

30条の11第1項及び第30条の44の4第1項に規定する通知都道府県及び附票通知都道府県に、「第30条の12第1項に規定する通知都道府県」を「第30条の12第1項及び第30条の44の5第1項に規定する通知都道府県及び附票通知都道府県」に改め、同号と同条第13号とし、同条第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 附票本人確認情報 住民基本台帳法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報をいう。

第3条第2項中「番号省令」を「番号令」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号の政令で定める日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定（第30条の2第1項）を「第19条の3」に改める部分に限る。）、同条第2号の改正規定及び第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(8) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第2項中「法別表第2第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「及び法別表第2第1欄に掲げる区の機関が、当該区の機関以外の同表第3欄に掲げる区の機関に対し、同表第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表第3欄に掲げる区の機関が当該特定個人情報を提供するとき」を削る。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

世田谷区介護保険条例（平成12年3月世田谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号イ及びロ」を「第39条第1項第1号」に、「37,080円」を「34,289円」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「48,204円」を「48,984円」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「51,912円」を「49,361円」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「63,036円」を「64,056円」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「74,160円」を「75,360円」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「85,284円」を「86,664円」に改め、同号ロ中「次号ロ」の次に「、第8号ロ」を加え、「又は第16号ロ」を「、第16号ロ又は第17号ロ」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「92,700円」を「94,200円」に改め、同号ロ中「次号ロ」の次に「、第9号ロ」を加え、「又は第16号ロ」を「、第16号ロ又は第17号ロ」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「103,824円」を「105,504円」に改め、同号ロ中「次号ロ」の次に「、第10号ロ」を加え、「又は第16号ロ」を「、第16号ロ又は第17号ロ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「118,656円」を「120,576円」に改め、同号イ中「4,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同号ロ中「次号ロ」の次に「、第11号ロ」を加え、「又は第16号ロ」を「、第16号ロ又は第17号ロ」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「126,072円」を「143,184円」に改め、同号イ中「5,000,000円」を「5,200,000円」に改め、同号ロ中「次号ロ」の次に「、第12号ロ」を加え、「又は第16号ロ」を「、第16号ロ又は第17号ロ」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号中「140,904円」を「158,256円」に改め、同号イ中「7,000,000円」を「6,200,000円」に改め、同号ロ中「次号ロ」の次に「、第13号ロ」を加え、「又は第16号ロ」を「、第16号ロ又は第17号ロ」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 173,328円

イ 合計所得金額が7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第14号ロ、第15号ロ、第16号ロ又は第17号ロに該当する者を除く。）

第5条第1項第13号中「170,568円」を「188,400円」に改め、同号ロ中「又は第16号ロ」を「、第16号ロ又は第17号ロ」に改め、同項第14号中「200,232円」を「218,544円」に改め、同号ロ中「又は第16号ロ」を「、第16号ロ又は第17号ロ」に改め、同項第15号中「237,312円」を「256,224円」に改め、同号ロ中「又は次号ロ」を「、次号ロ又は第17号ロ」に改め、同項第16号中「274,392円」を「293,904円」に改め、同号ロ中「第39条第1項第1号イ」の次に「又

は次号ロ」を加え、同項第17号中「311,472円」を「369,264円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

(17) 次のいずれかに該当する者 331,584円

イ 合計所得金額が50,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。）

第5条第2項各号列記以外の部分中「前項第1号から第4号まで」を「前項第1号から第3号まで」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「前項第1号又は第2号」を「前項第1号」に、「22,248円」を「21,478円」に改め、同項第2号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「37,080円」を「36,550円」に改め、同項第3号中「前項第4号」を「前項第3号」に、「48,204円」を「48,984円」に改める。

第7条第3項中「第39条第1項第1号イ」の次に「（同日後に同号イ）を加え、「第2号（令第39条第1項第1号ニに係る者に限る。）を「、ロ又はニに係る者に限る。）に、「第3号（令）を「第2号（令）に、「第4号（令）を「第3号（令）に、「第5号（令）を「第4号（令）に、「第6号（令）を「第5号（令）に、「第7号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ」に、「又は第16号ロ」を「、第16号ロ又は第17号ロ」に、「第5条第1項第1号から第16号まで」を「第5条第1項第1号から第17号まで」に改める。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第5条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設」を「同一敷地」に改める。

第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除

<p>き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>第35条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p>第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。</p> <p>(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>第48条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。</p> <p>第52条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。</p> <p>(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>第59条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>第60条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。</p> <p>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急</p>	<p>やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>第60条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>第60条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。</p> <p>第60条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。</p> <p>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>第60条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。</p> <p>(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>第66条第2項中「若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。</p> <p>第71条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。</p> <p>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>第72条第1項中「及び次条」を削る。</p> <p>第80条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>第83条第6項の表1の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。</p> <p>第93条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。</p> <p>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を規則で定める回数以上開催するとともに、その結果について、小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>第107条の次に次の1条を加える。 （利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）</p> <p>第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。</p> <p>第108条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。</p> <p>第122条ただし書中「事業所等が同一敷地内にあること等により」を削る。</p> <p>第126条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加え</p>
--	---	---

る。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、規則で定める回数以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った区市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第128条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第129条中「及び第105条」を「、第105条及び第107条の2」に改める。

第131条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは「0.9」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第148条中第3項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定める回数以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った区市町村長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第149条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第150条中「及び第100条」を「、第100条及び第107条の2」に改め、「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」との次に「、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」とを加える。

第153条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第154条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第167条の2第1項中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、規則に定める回数以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第169条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第174条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第174条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、規則で定める回数以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った区市町村長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関

に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第178条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第179条中「及び第60条の17第1項から第5項まで」を「、第60条の17第1項から第5項まで及び第107条の2」に改める。

第189条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第191条中「第60条の17第1項から第5項まで」の次に「、第107条の2」を加える。

第193条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第199条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させて、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を規則で定める回数以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第203条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第204条中「及び第107条」を「、第107条及び第107条の2」に、「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第33条の2第2項を「看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」と、第33条の2第2項に、「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項を「看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」と、第60条の11第2項に、「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項を「看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」と、第60条の17第1項に改める。

附 則
（施行期日）
1 この条例は、令和6年4月1日（以下

「施行日」という。）から施行する。（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 施行日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（以下「改正後条例」という。）第35条第3項（改正後条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後条例第35条第3項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

3 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後条例第93条第7号及び第199条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後条例第107条の2（改正後条例第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後条例第107条の2中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。（協力医療機関との連携に関する経過措置）

5 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後条例第174条第1項（改正後条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後条例第174条第1項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項の表1の項欄において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第17条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「世田谷区指定介護

予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例（平成27年3月世田谷区条例第15号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第33条第9号」に改める。

第33条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下（身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第45条第6項の表1の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第54条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を規則で定める回数以上開催するとともに、その結果について、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

実施すること。

第64条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第65条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第68条第2号中「第30条各号」を「第33条各号」に、「第31条各号」を「第34条各号」に改める。

第80条ただし書中「事業所等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、規則で定める回数以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った区市町村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第86条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第87条中「及び第62条」を「、第62条及び第64条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（重要事項の揭示に係る経過措置）

2 施行日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（以下「改正後条例」という。）第33条第3項（改正後条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後条例第33条第3項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

3 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後条例第54条第3項の規定の適用については、改正後条例第54条第3項中「講じなければならない」とあるのは、「講じよう努めなければならない」とする。（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後条例第64条の2（改正後条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後条例第64条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に

規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該指定居宅介護支援事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該指定居宅介護支援事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。

第5条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）の情報共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第7条第2項中「（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）」及び「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、利用申込者の理解を得るよう努めなければならない。

第13条第2項中「に規定する」を「の」に改める。

第16条第2号の次に次の2号を加える。
 (2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- A 利用者の心身の状況が安定していること。
- B 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- C 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握することができない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第29号中「指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援」に改める。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体

的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 施行日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後条例」という。）第25条第3項（改正後条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後条例第25条第3項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例（平成27年3月世田谷区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める職務に従事する場合は、この限りでない。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この節及び次節において同じ。）」を加える。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、

か、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合は、それに要した交通費の支払を当該利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

第14条中「ついて」の次に「前条第1項の」を加える。

第15条各号列記以外の部分中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「規定」の次に「(第33条第31号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。
 (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第17号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当す

世田谷区公報

る場合であって、サービスの提供を開始する月の翌日から起算して3月ごとの期間(以下イにおいて「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者

に面接することができる。
 (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

A 利用者の心身の状況が安定していること。

B 利用者がテレビ電話装置等を利用して意思疎通を行うことができること。

C 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握することができない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(31) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により区市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第35条第1項中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
 (重要事項の掲示に係る経過措置)

2 施行日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例(以下「改正後条例」という。)第24条第3項(改正後条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後条例第24条第3項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例(平成27年3月世田谷区条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「とする」を「とし、その加えて配置する職員のうち同欄に定める人数から1を減じた人数は同項各号に掲げ

るいずれかの者又は介護支援専門員でなければならぬ」に改め、同項の表を次のように改める。

担当する区域における第1号被保険者の数	加えて配置する人数
おおむね3,000人未満	2人
おおむね3,000人以上4,500人未満	2.5人
おおむね4,500人以上6,000人未満	3人
おおむね6,000人以上7,500人未満	3.5人
おおむね7,500人以上9,000人未満	4人
おおむね9,000人以上10,500人未満	4.5人
おおむね10,500人以上12,000人未満	5人
おおむね12,000人以上13,500人未満	5.5人
おおむね13,500人以上	6人

備考 1週間当たりの勤務時間(以下「週勤務時間」という。)が前項に規定する職員の週勤務時間より短い職員については、当該職員の週勤務時間を同項に規定する職員の週勤務時間で除して得た値(その値に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)をその人数とみなしてこの表を適用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第27号)の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針(第65条)

目次中 第2節 人員に関する基準

第3節 設備等に関する基準

第4節 運営に関する基準

第66条・第67条)を「第3章 削除」に(第68条)第69条-第75条)」改める。

第2条第1項第1号中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改め、同項第14号中「、第65条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条第1項ただし書を削る。

第4条中「指導及び訓練を適切かつ効果的に」を「適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)」を」に改める。

第6条第3項を次のように改める。

3 前2項に規定する従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、診療所(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所をいう。第10条第2項において同じ。)として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第6条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第7条第2項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第9条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「、便所及び静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

3 第1項の設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

第10条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、第2項に規定する設備を除き」を加える。

第12条第2項中「当たっては」の次に「、適切な方法により」を加え、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」を「課題、第30条第4項に規定する領域との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の観点を踏まえた」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第6項中「に交付し」を「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援(法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を提供する者に交付し」に改め、同条に次の1項を加える。

10 児童発達支援管理責任者は、業務を行う際は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第27条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢

体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第28条前段中「指定障害児通所支援事業者等（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下この条において同じ。）」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条後段中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第29条見出し中「障害児通所給付費」の次に「等」を加え、同条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第30条第5項中「前項の評価及び改善の内容をインターネット」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネット」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「、自ら評価」を「、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第30条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第30条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第30条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョン

の推進に努めなければならない。

第32条見出し及び同条第1項前段中「指導、訓練等」を「支援」に改め、同項後段中「指導、訓練等」を「より適切に支援」に改め、同条第2項及び第3項中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第37条中「又は特例障害児通所給付費」を「若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第38条中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「第10条第2項」を「第10条第3項」に改める。

第40条中「指定児童発達支援事業者は」を「指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は」に改める。

第47条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第51条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第59条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練を行う場所には、訓練」を「発達支援を行う場所には、支援」に改める。

第61条後段中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「第10条第2項」を「第10条第3項」に、「指導訓練を」を「発達支援を」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第65条から第75条まで 削除

第76条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練を適切かつ効果的に」を「適切かつ効果的な支援を」に改める。

第79条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第82条後段及び第83条後段中「第10条第2項」を「第10条第3項」に、「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第85条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第87条後段中「第10条第2項」を「第10条第3項」に、「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第95条中「第4項及び第5項」を「第6項及び第7項」に、「第31条」を「第30条の2、第31条」に、「第45条、第47条、第48条」を「第45条から第48条まで」に、「第53条及び第74条」を「及び第53条」に、「読み替える」を「、第12条第4項中「第30条第4項に規定する領域との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」とあるのは「第30条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第46条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない。」と読み替える」に改める。

第100条中「第12条」の次に「（第4項を除く。）」を加え、「第31条」を「第30条の3、第31条」に、「第45条、第47条、第48条」を「第45条から第48条まで」に改め、「第74条」を削り、「第41条第1項」を「第30条第

6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第12条第4項中「第30条第4項に規定する領域との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」とあるのは「地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第41条第1項に、「第92条中」を「第46条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない。」と、第92条中」に改める。

第101条第1項中「、第66条」及び「、第66条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と」を削る。

第104条第1項中「、第75条」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号の政令で定める日から施行する。（経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

3 改正法附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発

達支援事業所については、改正後の条例第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の条例第6条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 改正後の条例第30条の2（改正後の条例第57条、第61条、第82条、第83条、第87条及び第95条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、第30条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号、第6号及び第11号中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改める。

第3条第2項中「いう。」の次に「及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）」を加え、「当該入所支援計画」を「これら」に改め、同条第4項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を「障害福祉サービス」に改める。

第4条第2項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第5条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第6条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 管理者は、その指定福祉型障害児入所施設の児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第7条第1項中「まで」の次に「及び第10項から第12項まで」を加え、同条第2項中「当たっては」の次に「、適切な方法により」を加え、「行い」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達程度に応じて、そ

の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条に次の6項を加える。

10 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

11 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、その支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

12 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

13 第3項、第5項及び第6項の規定は、第10項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

14 第3項、第5項、第6項、第8項、第10項及び第11項の規定は、第12項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

15 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第25条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第28条の見出し中「指導、訓練等」を「支援」に改め、同条第1項前段中「指導」、訓練等を「支援」に、同項後段中「指導、訓練等」を「より適切に支援」に改め、同条第2項及び第3項中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第37条第1項中「いう。」の次に「以下この条及び」を加え、同条に次の2項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第50条第2項第1号中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加える。

第51条第1項第4号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第52条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第44条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号の政令で定める日から施行する。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第54条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第54条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第76条」を「第77条」に、「第11章 医療型児童発達支援センター（第77条―第79条）」を「第11章 削除」に改める。

第2条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第30条中「、当該乳幼児」を「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児」に改める。

第38条を次のように改める。
（自立支援計画の策定）

第38条 母子生活支援施設の長は、前条に規定する目的を達成するため、入所している個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子やその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第38条の次に次の1条を加える。
（業務の質の評価等）

第38条の2 母子生活支援施設における業務の質の評価等については、第31条の規定を準用する。この場合において、第31条中「第37条」とあるのは、「第38条」と読み替えるものとする。

第40条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第62条第3号ア及び第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第5号アを次のように改める。

ア 支援室及び屋外遊技場

第63条第9項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第10項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第70条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊技場」に、「指導」を「支援」に改める。

第71条第4項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第10章の章名を次のように改める。
第10章 児童発達支援センター

第73条を次のように改める。
（設備の基準）

第73条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、診療所として必要な設備を設けることとする。

3 前2項に掲げるもののほか、児童発達支援センターの設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

第74条第1項各号列記以外の部分中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項第7号中「第8項」を「第5項」に改め、同条第2項第3号アからウまでの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、第1項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、診療所として必要な職員を置かなければならない。

4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

第74条第5項から第7項までを削り、同条第8項中「児童指導員」を「児童発達支援センターの児童指導員」に改め、同項を同条第5項とし、同条第9項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第6項とする。

第75条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第76条を次のように改める。
（心理学的及び精神医学的診査）

第76条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第11章の章名を次のように改める。
第11章 削除

第77条を削り、第10章中第76条の次に次の1条を加える。

（準用）
第77条 第64条第1項及び第65条の規定は、児童発達支援センターについて準用する。

この場合において、第65条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。

第78条及び第79条を次のように改める。

第78条及び第79条 削除

第89条第1項中「厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条」を「子ども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条」に改める。

第99条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

附則
（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第89条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第11条の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「新法」という。）第43条に規定する児童発達支援セ

ンターを設置しているものとみなされているものについては、この条例による改正後の世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第73条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 改正法附則第11条の規定により新法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新条例第74条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際、現に設置しているこの条例による改正前の世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（次項において「旧条例」という。）第73条第1号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第73条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際、現に設置している旧条例第73条第1号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第74条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第7条に次の1項を加える。

2 区長は、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるために必要な措置を講じているときは、前項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第8項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。
別表第1の1の部に次のように加える。

東京都市計画補助26号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区地区整備計画区域

東京都市計画補助26号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2東京都市計画経堂駅東地区地区整備計画の部本町通り地区の項中「第2条第6号」を「第2条第7号」に改め、同表備考以外の部分に次のように加える。

東京都 市計画 補助26 号線沿 道代沢 一丁目 ・北 沢一丁 目地区 地区整 備計画	住宅地区 都営住宅地区 教育施設地区	80㎡ 80㎡	計画図に示すとおりに敷地の反対側の道路境界線から6m	学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下この項において同じ。）であって、上空に設ける渡り廊下その他これに類する建築物の部分	16m 25m 17m。ただし、学校及びその関連施設の高低は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める高さとする。 (1) 5,000㎡以上10,000㎡未満の敷地面積（告示日において法第86条第8項の規定により公告された対象区域（以下この項において「公告対象区域」という。）が地	軒、ひさし、手すり、戸袋、出窓、階段、からばり（ドライエリア）その他これらに類するものが、壁面の位置の制限の規定により建築
---	--------------------------	------------	----------------------------	--	---	---

<p>物の外 壁又は これに 代わる 柱を設 けるこ とがで きない 敷地の 部分に 突出し た形状</p>	<p>区計画区域内 外にわたる場 合は当該公告 対象区域の面 積を、告示日 以後に同条第 1項から第4 項までの規定 により1の敷 地とみなす区 域（以下この 項において 「告示日以後 の区域」とい う。）の過半が 公告対象区域 の全部又は一 部である場合 は当該告示日 以後の区域の 面積をいう。 以下この項に おいて同じ。） を有する敷地 内の建築物 （補助26号線 の計画線から の距離が20m の範囲内の部 分に限る。） 25m (2) 5,000㎡以 上10,000㎡未 満の敷地面積 を有する敷地 内の建築物 （補助26号線</p>
--	--

		<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第4条第8項の改正規定 令和6年4月1日</p> <p>(2) 別表第2 東京都市計画経堂駅東地区地区整備計画の部本町通り地区の項の改正規定 令和6年6月1日</p>
		<p>世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>の計画線からの距離が20mの範囲外の部分に限る。） 19m (3) 10,000㎡以上の敷地面積を有する敷地内の建築物 34m</p>		<p>第1条 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第7条第2項第9号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。</p>
		<p>第2条 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第9条の2」を「第9条」に改める。</p>
		<p>第2条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号ア中「、寮、寄宿舎等（以下「共同住宅等」という。）」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。</p>
		<p>(3) 住戸 居住に必要な設備を備え、他の部分と独立して区画された建築物の部分（一室のみで構成され、便所、浴室又は台所のいずれかが共用に供される住室及び寄宿舎の寝室を除く。）をいう。</p>
		<p>第2条第7号を次のように改める。</p> <p>(7) ワンルームマンション建築物 次のいずれかに該当する建築物をいう。</p> <p>ア 住居系・準工業地域内に建築される建築物であって、住戸専用面積が40平方メートル未満の住戸（以下「ワンルーム形式の住戸」という。）の数が12以上の共同住宅の用途に供するもの。ただし、次のいずれかの用途に供するものを除く。</p>
		<p>(ア) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(イ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護の事業を行うための施設</p> <p>(ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助の事業を行うための施設</p> <p>(エ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（同法第7条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するも</p>
	<p>法別表第2（ほ）項第2号に規定するマ ー ジャー ン 屋、 ば ち ん こ 屋、 射 的 場、 勝 馬 投 票 券 発 売 所、 場 外 車 券 発 売 場 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の</p>	
	<p>近隣商業地区</p>	

のに限る。)の用途に供すると区長が認めるもの

(オ) (ア)から(ニ)までに掲げるもののほか、これらに類すると区長が認めるもの

イ 商業系地域内に建築される建築物であって、ワンルーム形式の住戸の数が15以上の共同住宅の用途に供するもの。ただし、アただし書に規定するものを除く。

第2条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える、

(8) 特定商業施設 小売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）、飲食店業、興行場又は音楽・映像記録物賃貸業の営業を行うための店舗面積（当該営業を行うための店舗の用に供される部分（階段、便所、作業場等を除く。）の床面積をいう。以下同じ。）の合計が500平方メートルを超える施設を有する建築物をいう。

第7条第2項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかの」を「規則で定める」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「、第21条第1項及び第2項」を削り、「並びに第30条第1項」を「及び第30条」に改める。

第9条の2を削る。

第14条第1項中「、自動二輪車、自転車及び原動機付自転車」を「及び自転車、原動機付自転車、自動二輪車その他これらに類するもの（以下「自転車等」という。）」に改め、同条第2項中「計画をすに当たり、当該建築に係る建築物の駐車施設から発せられる騒音、排出ガス等が」「駐車施設の使用により」に、「と予測されるときは」を「ことがないよう」に改める。

第17条の見出し中「水槽」を「施設」に改め、同条中「基準に従い、防火」を「防火」に、「水槽」を「施設」に改める。

第21条を次のように改める。

(居住水準の確保)

第21条 ワンルームマンション建築物の建築をしようとする建築主は、当該建築に係る建築物の住戸専用面積を25平方メートル以上とするよう努めなければならない。

第22条中「住戸の数が」を「ワンルーム形式の住戸の数が」に改める。

第23条（見出しを含む。）中「管理人室等」を「管理施設等」に改める。

第28条の見出しを「(自転車等のための駐車施設の附置)」に改め、同条第1項中「自転車及び原動機付自転車のための駐車施設（以下「自転車等駐車施設」という。）」を「自転車等のための駐車施設」に改め、同条第2項中「自転車等駐車施設」を「自転車等のための駐車施設」に改める。

第30条第2項を削る。

第31条の見出し中「管理人室等」を「管理施設等」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年4月

1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和6年3月5日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第1号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第2号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第3号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第4号

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第5号

世田谷区用地取得基金条例施行規則

世田谷区規則第6号

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第7号

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第8号

世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第9号

世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第10号

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第11号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第12号

世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第13号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第14号

世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第15号

世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第16号

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第17号

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則の一部を改正す

る規則

世田谷区規則第18号

世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第19号

世田谷区みどりの基本条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第34号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項中「同法第6条の4第1号」を「同条第1号」に改め、「(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)」を削る。

第24条の2第1項中「7月1日から9月30日まで」を「6月1日から10月31日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（施行前の準備）

2 この規則による改正後の第7条の3第1項の規定により新たに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号）第9条の2第1項の民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者となる児童を養育する者は、施行日前においても、同条例第9条の2第1項に規定する育児を行う職員の深夜勤務の制限並びに同条例第9条の3第1項及び第9条の4第1項に規定する育児を行う職員の超過勤務の制限並びに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第20条に規定する育児時間、同規則第21条に規定する出産支援休暇、同規則第23条に規定する慶弔休暇及び同規則第24条の5に規定する子の看護休暇の取得のために必要な手続を行うことができる。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年1月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「7月1日から9月30日まで」を「6月1日から10月31日まで」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第26条関係）

1週間の勤務日数	1月の勤務日数	1年間の勤務日数	6月から10月までの間の任期		
			4月以上	3月	2月以下
5日	19日以上	228日以上	5日	3日	1日
4日	15日以上18日以下	180日以上227日以下	4日	3日	1日
3日	11日以上14日以下	132日以上179日以下	3日	2日	1日
2日	8日以上10日以下	96日以上131日以下	2日	1日	0日
1日	7日以下	95日以下	0日	0日	0日

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前において設置された任期が7月から9月までの間のみの会計年度任用職員の職のうち、施行日以後も当該職の任期及び勤務日数が変わらないものに任用される会計年度任用職員の別表第3の規定の適用については、なお従前の例による。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年3月世田谷区規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4号様式中「児童福祉法第6条の4第1号」を「同条第1号」に改め、「（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）」を削る。

附則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第4号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則（昭和40年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

第13条の表(1)の項中「条例第59条第2項」を「第59条第2項並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号）第3条第1項」に改める。

第14条の表(1)の項中「特別区民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」を「給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に改め、同表(2)の項中「給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」を「給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」に改める。

務者用）」に改める。

第16条の表(1)の項中「特別区民税・都民税税額決定・納税通知書」を「特別区民税・都民税・森林環境税税額決定・納税通知書」に改め、同表(2)の項中「特別区民税・都民税税額変更（決定）・納税通知書」を「特別区民税・都民税・森林環境税税額変更（決定）・納税通知書」に改める。

様式目次第12号の2様式の項を次のように改める。

第12号の2様式 特別区民税・都民税・森林環境税減免可否決定通知書

様式目次第13号様式の項及び第13号の2様式の項を次のように改める。

第13号様式 給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

第13号の2様式 給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

様式目次第16号様式の項及び第16号の2様式の項を次のように改める。

第16号様式 特別区民税・都民税・森林環境税税額決定・納税通知書

第16号の2様式 特別区民税・都民税・森林環境税税額変更（決定）・納税通知書

第6号の9様式中「区民税・都民税」を削る。

第12号の2様式中「特別区民税・都民税減免可否決定通知書」を「特別区民税・都民税・森林環境税減免可否決定通知書」に、「特別区民税・都民税の」を「特別区民税・都民税・森林環境税の」に、「世田谷区特別区税条例」を「世田谷区特別区税条例及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条」に改める。

第13号様式中「給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」を「給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に改め、「第41条」の次に「、第319条」を加え、「及び都民税」を「、都民税及び森林環境税」に改める。

第13号の2様式を次のように改める。

第15号様式の(1)から第15号様式の(3)まで

を次のように改める。

様式省略

第16号様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第16号の2様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第19号様式の(1)の1から第19号様式の(1)の3までを次のように改める。

様式省略

第19号様式の(2)の2を次のように改める。

様式省略

第25号の3様式を次のように改める。

様式省略

第26号様式の(1)中「都民税」の次に「・森林環境税」を加える。

第26号様式の(3)裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第29号様式を次のように改める。

様式省略

第34号の2様式を次のように改める。

様式省略

第35号の2様式を次のように改める。

様式省略

第37号様式を次のように改める。

様式省略

第38号の2様式から第41号様式までを次のように改める。

様式省略

第46号様式を次のように改める。

様式省略

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区特別区税条例施行規則の規定は、令和6年度以後の年度分の世田谷区特別区税について適用し、令和5年度分までの世田谷区特別区税については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号の9様式、第15号様式の(1)から第15号様式の(3)まで、第19号様式の(1)の1から第19号様式の(1)の3まで、第19号様式の(2)の2及び第25号の3様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区用地取得基金条例施行規則（趣旨）

第1条 この規則は、世田谷区用地取得基

<p>金条例（令和6年3月世田谷区条例第8号）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部長 世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）第12条第1項に規定する部長、同条第2項に規定する室長、同条第3項に規定する担当部長、総合支所長及び教育委員会教育長をいう。</p> <p>(2) 収支命令者 世田谷区会計事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第9号）第2条第8号に規定する収支命令者をいう。</p> <p>(3) 基金財産 基金の運用により取得した土地をいう。</p> <p>(4) 引渡し 基金財産から行政財産に移管することをいう。</p> <p>（運用の範囲）</p> <p>第3条 基金は、次に掲げる事項に運用する。</p> <p>(1) 基金に属する現金で直接土地（土地の定着物を含む。以下同じ。）を取得すること。</p> <p>(2) 土地の取得に係る補償を行うこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、基金に属する現金を一般会計等に貸し付けることができる。</p> <p>（取得の対象となる土地の範囲）</p> <p>第4条 基金で取得する土地の範囲は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地であって、次の各号のいずれかに該当する土地に限るものとする。</p> <p>(1) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地</p> <p>(2) 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地</p> <p>(3) その地域の自然環境を保全することが特に必要な土地</p> <p>(4) 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区が特に必要とする土地であって、緊急に取得しなければ将来取得することが困難又は著しく不利となると認められる土地</p> <p>（基金財産台帳の整備）</p> <p>第5条 財務部長は、基金の運用により土地を取得したときは、別に定める基金財産台帳に次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1) 事業名</p> <p>(2) 用途</p> <p>(3) 土地の表示</p> <p>(4) 地積</p> <p>(5) 地目</p> <p>(6) 契約年月日</p> <p>(7) 移転の期限</p> <p>(8) 土地の代金</p> <p>(9) 補償費</p> <p>(10) 取得価格</p>	<p>(11) 登記年月日</p> <p>(12) 基金の払出年月日</p> <p>(13) 残金の払出年月日</p> <p>(14) 引渡年月日</p> <p>(15) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項</p> <p>（用地取得計画等）</p> <p>第6条 部長は、その所管する事業の執行に関し用地を必要とするときは、別に定める用地取得事業計画書に次に掲げる事項を記載した上で、財務部長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前条第1号から第4号までに掲げる事項</p> <p>(2) 権利者の氏名</p> <p>(3) 取得予定年月</p> <p>(4) 土地の予定価格</p> <p>(5) 補償費の予定額</p> <p>(6) 取得予定価格</p> <p>(7) 引渡予定年月</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項</p> <p>2 財務部長は、前項の規定により用地取得事業計画書が提出されたときは、土地の用途、取得から引渡しまでの期間、世田谷区一般会計歳入歳出予算への計上の見通し、事業の進捗の緩急、規模の大小、基金に属する現金の額の状況等を総合的に勘案し、政策経営部長と協議のうえ用地取得計画を作成し、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、用地取得事業計画を変更する場合について準用する。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。</p> <p>（用地取得の依頼）</p> <p>第7条 部長は、前条第2項の規定により区長の承認を受けた用地取得計画に基づき、別に定める用地取得依頼書に次に掲げる事項を記載した上で、財務部長に土地の取得を依頼しなければならない。ただし、その所管する事業が複数年度にわたる場合であって、当該事業に係る土地の取得が2回目以後であるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第5条第1号から第4号までに掲げる事項</p> <p>(2) 契約者の氏名</p> <p>(3) 取得予定年月</p> <p>(4) 土地の予定価格</p> <p>(5) 補償費の予定額</p> <p>(6) 取得予定価格</p> <p>(7) 引渡予定年月</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項</p> <p>（取得の手続）</p> <p>第8条 土地の取得に係る手続については、世田谷区公有財産管理規則（平成27年3月世田谷区規則第34号。以下「管理規則」という。）第4条、第5条、第7条第1項、第9条及び第53条の規定を準用する。</p> <p>2 財務部長は、土地の取得に伴う補償を行うときは、当該補償に必要な調書等を作成しなければならない。</p> <p>（取得完了通知）</p> <p>第9条 財務部長は、土地の取得が完了したときは、別に定める用地取得完了通知</p>	<p>書に次に掲げる事項を記載した上で、当該土地の取得を依頼した部長に通知する。</p> <p>(1) 第5条第1号から第4号までに掲げる事項</p> <p>(2) 取得価格</p> <p>(3) 契約年月日</p> <p>(4) 登記年月日</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項</p> <p>（基金財産の管理）</p> <p>第10条 基金財産の管理は、その土地の取得を依頼した部長が行う。</p> <p>2 部長は、その管理をする土地及び隣地との境界に境界標を設置しなければならない。</p> <p>3 基金財産の管理に関する事務の総括は、財務部長が行う。</p> <p>（一時使用）</p> <p>第11条 区長は、特に必要があると認めるときは、土地の取得の目的を妨げない限度において、基金財産を一時使用させることができる。</p> <p>2 前項の規定による一時使用の許可等については、管理規則第23条から第30条までの規定を準用する。</p> <p>（基金財産の引渡し）</p> <p>第12条 部長は、第9条の規定による通知があったときは、その土地を取得した年度の翌年度から起算して5年を限度として、できる限り早い時期に、財務部長に当該土地の引渡しを請求しなければならない。</p> <p>2 財務部長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該土地の引渡しをしなければならない。</p> <p>3 財務部長は、当該土地の引渡しを行うときは、必要な図面その他の関係書類を引き継ぐものとする。</p> <p>（基金財産の引渡し価格）</p> <p>第13条 基金財産の引渡し価格は、その取得価格とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、別に引渡し価格を定めることができる。</p> <p>（振替収支手続）</p> <p>第14条 収支命令者は、基金財産の引渡しがあったときは、当該引渡しの日から10日以内に振替の方法により収支手続をとらなければならない。</p> <p>（基金運用調書の作成）</p> <p>第15条 財務部長は、毎会計年度の基金の運用状況を明らかにするため、翌年度の5月31日までに用地取得基金運用状況調書を作成しなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（平成12年3月世田谷区規則第39号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第6条中「第2条第7号」を「第2条第8号」に改める。</p>
--	--	--

第10条中「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号。以下「住環境整備条例」という。）第7条第2項各号」を「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第15号）第5条第2項各号」に改める。

第18条中「回収実績報告書」を「当該活動を行った月ごとに回収実績報告書」に改める。

第41条第2項中「住環境整備条例第7条第2項各号」を「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則第5条第2項各号」に改める。

第43条中「250キログラム」を「190キログラム」に改める。

第48条第1項中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に、「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第2項及び第3項中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第4号様式中「印」を削る。

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

様式省略

第15号様式裏面を削る。

第17号様式の(1)中「印」を削り、「普通・口座」を「普通・当座」に改める。

第17号様式の(2)中「印」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条、第10条及び第41条第2項の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第4号様式、第6号様式、第7号様式、第15号様式、第17号様式の(1)及び第17号様式の(2)の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成25年3月世田谷区規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則

目次中「第35条」を「第34条の2」に、「第10章 雑則（第44条）」を「第10章

指定地域密着型サービス事業所の指定等（第44条・第45条）

雑則（第46条）」に改める。

第1条中「定める」の次に「とともに、

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項に規定する事業所（以下「指定地域密着型サービス事業所」という。）の指定等について必要な事項を定める」を加える。

第4条中「同一敷地内にある」を削る。

第5条第1項第2号を次のように改める。
(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

第6条中「平成11年厚生省令第36号」の次に「。以下「法施行規則」という。」を加える。

第7条中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第14条第2項第1号中「同一敷地内の」を削る。

第16条の3中「同一敷地内にある」を削る。

第16条の4中「様式」を「第1号様式」に改める。

第16条の8、第16条の12及び第18条中「同一敷地内にある」を削る。

第19条第1項第2号及び第2項中「当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所と同一敷地内にある」を削る。

第23条を次のように改める。
(管理者が従事することができる職務又は事業)

第23条 条例第84条第1項ただし書の規則で定める職務又は事業は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等の職務とする。

第23条の次に次の1条を加える。
(身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催回数)

第23条の2 条例第93条第7号アの規則で定める回数は、3月に1回とする。

第28条中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第28条の2を削る。

第29条の次に次の1条を加える。
(協力医療機関との対応確認及び届出の回数)

第29条の2 条例第126条第3項の規則で定める回数は、1年に1回とする。

第31条中「及び第16条の5」を「、第16条の5及び第23条の2」に改め、「2月」との次に「、第23条の2中「条例第93条第7号ア」とあるのは「条例第118条第7項第1号」と」を加える。

第32条中「同一敷地内にある」を削り、「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「（条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を加える。

第34条中「及び第28条の2」を「、第23条の2及び第29条の2」に、「第28条の2中「条例第118条第7項第1号」を「第23条の2中「条例第93条第7号ア」に改め、「第139条第6項第1号」と」の次に「、第29条の2中「条例第126条第3項」とあるのは「条例第148条第3項」と」を加える。

第8章中第35条の前に次の1条を加える。
(緊急時等の対応方法見直し回数)

第34条の2 条例第167条の2第2項の規則で定める回数は、1年に1回とする。

第35条中「同一敷地内にある」を削る。

第39条第1項中「及び第28条の2」を「、第23条の2及び第29条の2」に、「第28条の2中「条例第118条第7項第1号」を「第23条の2中「条例第93条第7号ア」に改め、

「第159条第6項第1号」と」の次に「、第29条の2中「条例第126条第3項」とあるのは「条例第174条第2項」と」を加え、同条第2項前段中「第28条の2」を「第23条の2、第29条の2」に改め、同項後段中「第16条の5、第28条の2」を「第16条の5」に、「第28条の2中「条例第118条第7項第1号」を「第23条の2中「条例第93条第7号ア」に改め、「第184条第8項第1号」と」の次に「、第29条の2中「条例第126条第3項」とあるのは「条例第191条において準用する条例第174条第2項」と」を加える。

第41条中「同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する条例第193条第7項各号に掲げる施設等」を「他の事業所、施設等」に改める。

第43条前段中「第16条の5」の次に「、第23条の2」を加え、同条後段中「2月」との次に「、第23条の2中「条例第93条第7号ア」と」を加える。

第10章中第44条を第46条とする。
第10章を第11章とし、同章の前に次の1章を加える。

第10章 指定地域密着型サービス事業所の指定等
(指定の申請等)

第44条 法施行規則第131条の2の2第1項第12号及び第131条の3第1項第11号のその他指定に関し必要と認める事項は管理者及び従業者の資格並びに地域密着型介護サービス費の請求に関する事項とし、法施行規則第131条の3の2第1項第11号、第131条の4第1項第11号、第131条の7第1項第14号及び第131条の8第1項第17号のその他指定に関し必要と認める事項は管理者及び従業者の資格、事業所又は施設の建築物に係る登記事項、賃貸借契約の内容及び建築物等に係る関係法令確認書（第2号様式）並びに地域密着型介護サービス費の請求に関する事項とし、法施行規則第131条の5第1項第15号、第131条の6第1項第15号及び第131条の8の2第1項第16号のその他指定に関し必要と認める事項は管理者及び従業者の資格、開設者研修の修了、組織図（開設者研修の修了者が事業者の代表者以外の場合に限る。）、事業所又は施設の建築物に係る登記事項、賃貸借契約の内

容等及び建築物等に係る関係法令確認書並びに地域密着型介護サービス費の請求に関する事項とする。

2 区長は、法第78条の2第1項の規定による申請があった場合において、同項の規定により指定をしたとき又は同条第4項若しくは第6項の規定により指定をしないときは、当該申請をした者に対して、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に関する決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービス事業所の見やすい場所に前項の規定による通知を掲示しなければならない。

（指定の更新の申請等）

第45条 区長は、法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新の申請があった場合において、法第78条の12及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第35条の6の規定により読み替えて準用される法第70条の2第4項の規定により準用される法第78条の2第1項の規定により指定の更新をしたとき又は法第78条の12及び令第35条の6の規定により読み替えて準用される法第70条の2第4項の規定により準用される法第78条の2第4項若しくは第6項の規定により指定の更新をしないときは、当該申請をした者に対して、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定の更新に関する決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 前条第3項の規定は、指定の更新について準用する。
様式を次のように改める。

様式省略

第1号様式の次に次の3様式を加える。

様式省略

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成25年3月世田谷区規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則

目次中「第5章 雑則（第21条）」を第5章 指定地域密着型介護予防サービス事

6章 雑則（第23条）
業所の指定等（第21条・第22条）に改める。

第1条中「定める」の次に「とともに、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第1項に規定する事業所（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業所」という。）の指定等について必要な事項を定める」を加える。

第4条中「同一敷地内にある」を削る。

第4条の2中「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則」を「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則」に、「」様式を「。以下「本体規則」という。）第1号様式」に改める。

第5条第1項第2号及び第2項中「当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所と同一敷地内にある」を削る。

第6条第1項第2号を次のように改める。
(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

第7条中「平成11年厚生省令第36号」の次に「。以下「法施行規則」という。」を加える。

第8条中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第13条及び第14条を次のように改める。（管理者が従事することができる職務又は事業）

第13条 条例第46条第1項ただし書の規則で定める職務又は事業は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等の職務とする。

（身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催回数）

第14条 条例第54条第3項第1号の規則で定める回数は、3月に1回とする。

第17条中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第17条の2を削る。

第18条中「指定居宅サービス」を「法第41条第1項に規定する指定居宅サービス」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（協力医療機関との対応確認及び届出の回数）

第18条の2 条例第84条第3項の規則で定める回数は、1年に1回とする。

第20条中「及び第9条から第10条の2まで」を「、第9条から第10条の2まで及び第14条」に改め、「2月」との次に「、第14条中「条例第54条第3項第1号」とあるのは「条例第79条第3項第1号」とを加

える。

第5章中第21条を第23条とする。

第5章を第6章とし、同章の前に次の1章を加える。

第5章 指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等
（指定の申請等）

第21条 法施行規則第140条の24第1項第11号のその他指定に関し必要と認める事項は管理者及び従業者の資格、事業所又は施設の建築物に係る登記事項、賃貸借契約の内容及び本体規則第2号様式並びに地域密着型介護サービス費の請求に関する事項とし、法施行規則第140条の25第1項第15号及び第140条の26第1項第15号のその他指定に関し必要と認める事項は管理者及び従業者の資格、開設者研修の修了、組織図（開設者研修の修了者が事業者の代表者以外の場合に限る。）、事業所又は施設の建築物に係る登記事項、賃貸借契約の内容及び建築物等に係る関係法令確認書並びに地域密着型介護サービス費の請求に関する事項とする。

2 区長は、法第115条の12第1項の規定による申請があった場合において、同項の規定により指定をしたとき又は同条第2項若しくは第4項の規定により指定をしないときは、当該申請をした者に対して、本体規則第3号様式により通知するものとする。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービス事業所の見やすい場所に前項の規定による通知を掲示しなければならない。
（指定の更新の申請等）

第22条 区長は、法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新の申請があった場合において、法第115条の21及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第35条の13の規定により読み替えて準用される法第70条の2第4項の規定により準用される法第115条の12第1項の規定により指定の更新をしたとき又は法第115条の21及び令第35条の13の規定により読み替えて準用される法第70条の2第4項の規定により準用される法第115条の12第2項若しくは第4項の規定により指定の更新をしないときは、当該申請をした者に対して、本体規則第4号様式により通知するものとする。

2 前条第3項の規定は、指定の更新について準用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成30年3月世田谷区規則第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区指定居宅介護支援等の事業

の人員及び運営の基準等に関する条例の施行及び指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則

第1条中「定める」の次に「とともに、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第79条第1項に規定する事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）の指定等について必要な事項を定める」を加える。

第3条中「同一敷地内にある」を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改め、同項第1号中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改め、同号ア中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同号イ中「同条第4項」を「同条第5項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

第4条第2項中「第7条第6項」を「第7条第7項」に改める。

第8条中「第7条第4項」を「第7条第5項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第7条第7項」を「第7条第8項」に、「第7条第6項」を「第7条第7項」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(指定の申請等)
第9条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第132条第1項第14号のその他指定に関し必要と認める事項は、居宅介護サービス計画費の請求に関する事項とする。

2 区長は、法第79条第1項の規定による申請があった場合において、同項の規定により指定をしたとき又は同条第2項の規定により指定をしないときは、当該申請をした者に対して、指定居宅介護支援事業所の指定に関する決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に前項の規定による通知を掲示しなければならない。
(指定の更新の申請等)

第10条 区長は、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による指定の更新の申請があった場合において、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定により指定の更新をしたとき又は法第79条の2第4項において準用する法第79条第2項の規定により指定の更新をしないときは、当該申請をした者に対して、指定居宅介護支援事業所の指定の更新に関する決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 前条第3項の規定は、指定の更新につ

いて準用する。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附則の次に次の2様式を加える。

様式省略

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成27年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則

第1条中「定める」の次に「とともに、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第58条第1項に規定する事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）の指定等について必要な事項を定める」を加える。

第3条中「第5条」を「第5条第1項」に、「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第4項ただし書の規則で定める職務は、同条第3項の管理者が管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務又は当該指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合においては、他の事業所の職務とする。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

第8条中「第3条中」を「第3条第1項中」に改め、「第6条第2項ただし書」との次に「、「条例第5条第1項」とあるのは「条例第35条第1項において準用する条例第5条第1項」と、第3条第2項中「条例第6条第4項ただし書」とあるのは「条例第35条第1項において準用する条例第6条第4項ただし書」と、「同条第3項」とあるのは「条例第35条第1項において準用する条例第6条第3項」と」を加える。

第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(指定の申請等)

第9条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の32第1項第14号のその他指定に関し必要と認める事項は、管理者及び従業者の資格並びに介護予防サービス計画費の請求に関する事項とする。

2 区長は、法第115条の22第1項の規定による申請があった場合において、同項の規定により指定をしたとき又は同条第2項の規定により指定をしないときは、当該申請をした者に対して、指定介護予防支援事業所の指定に関する決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に前項の規定による通知を掲示しなければならない。

(指定の更新の申請等)

第10条 区長は、法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新の申請があった場合において、法第115条の31及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第35条の14の規定により読み替えて準用される法第70条の2第4項の規定により準用される法第115条の22第1項の規定により指定の更新をしたとき又は法第115条の31及び令第35条の14の規定により読み替えて準用される法第70条の2第4項の規定により準用される法第115条の22第2項の規定により指定の更新をしないときは、当該申請をした者に対して、指定介護予防支援事業所の指定の更新に関する決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 前条第3項の規定は、指定の更新について準用する。

附則の次に次の2様式を加える。

様式省略

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和2年3月世田谷区規則第55号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号及び第22条第1号中「面積」を「その面積」に改める。

第25条の見出し中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条各号列記以外の部分中「第73条第5号」を「第73条第3項」に改め、同条第1号中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。次号及び次条第1号において同じ。）の指導訓練室」を「児童発達支援センターの発達支援室」に、「面積」を「その面積」に改め、同条第2号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第26条の見出し中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条各号列記以外の部分中「第74条第8項」を「第74条第5項」に、「次に掲げるとおり」を「児童指導員、保育士、機能

<p>訓練担当職員及び看護職員の総数を、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上を児童指導員又は保育士とすること」に改め、同条各号を削る。</p> <p>第27条第1号、第30条及び附則第3項中「面積」を「その面積」に改める。</p> <p>附則第6項中「とし、面積」を「とし、その面積」に改める。</p> <p>附則第7項中「面積」を「その面積」に改める。</p> <p>附則第9項中「第26条第1号」を「第26条」に、「同号」を「同条」に改める。</p> <p>附則中第10項を削り、第11項を第10項とし、第12項を第11項とする。</p> <p>附則第13項中「第11項」を「第10項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第14項を附則第13項とする。</p> <p>附則</p> <p>1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第11条の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「新法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、この規則による改正後の世田谷区児童福祉施設の設備及</p>	<p>び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第25条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>3 改正法附則第11条の規定により新法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新規則第26条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。</p> <p>4 この規則の施行の際、現に設置しているこの規則による改正前の世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）第25条第1号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新規則第25条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>5 この規則の施行の際、現に設置している旧規則第26条第3号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新規則第26条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。</p> <p style="text-align: center;">世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則（平成7年3月世田谷区規則第36号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第16条第1項第9号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改める。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項第9号の改正規定（「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則（平成19年4月世田谷区規則第55号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第22条中「建築主事」を「建築基準法第6条第1項に規定する建築主事等」に、「建築基準法」を「同法」に改める。</p> <p>別表第9の23の項を次のように改める。</p>
---	---	---

<p>23 踏切道</p>	<p>踏切道は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 歩行者が安全かつ円滑に通行することができる通路部分を連続して確保すること。</p> <p>イ 踏切道の手前に歩行者が安全に留まることができる空間を確保すること。</p> <p>ウ 踏切道内は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 視覚障害者が多く利用する道路の踏切道手前部に、点状ブロックによる踏切道の注意喚起を行うとともに、線状ブロックを部分的に敷設し、踏切道手前部の点状ブロックに適切に誘導すること。</p> <p>オ 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる（輝度比が確保される措置を講ずることができる場合に限る。）。</p> <p>カ 視覚障害者が多く利用する踏切道内には、視覚障害者が進行方向を見失うことを防ぐとともに踏切道の外にいと誤認することを回避するため、踏切道内誘導表示（踏切道手前部に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形状とする。）を設けること。</p>
---------------	--

<p>附則</p> <p>1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年3月世田谷区条例第27号）第14条の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備（以下「生活環境の整備」という。）について適用し、施行日以前に行われた条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成10年9月世田谷区規則第100号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条の2第2項中「建築主事」を「建</p>	<p>築主事等（同法第6条第1項に規定する建築主事等をいう。以下同じ。）に改める。</p> <p>第3条及び第7条第2項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。</p> <p>第2号様式、第4号様式及び第8号様式中「建築主事」を「建築主事等」に改める。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区建築基準法施行細則（昭和58年3月世田谷区規則第19号）の一部を次のように改正する。</p> <p>「建築主事」を「建築主事等」に改める。</p> <p>第1条中「及び区」の次に「の法第6条第1項に規定する」を加え、「が、法」を「（以下「建築主事等」という。）が、法」に改める。</p> <p>第16条の3第2項各号列記以外の部分中「建築物のエネルギー消費性能の向上に關</p>	<p>する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。</p> <p>第17条第1項中「指定の」の次に「変更若しくは」を加える。</p> <p>第18条第1号中「指定」の次に「の変更又は取消し」を加え、同条第2号中「変更」を「指定の変更」に改め、同条第3号及び第4号中「指定」の次に「の変更又は取消し」を加える。</p> <p>第15号の3の2様式から第15号の3の4様式までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。</p> <p>附則</p> <p>1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項及び第18条各号の改正規定は、公布の日から施行する。</p>
---	---	---

世田谷区公報

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式から第5号様式まで、第8号様式、第8号の2様式及び第15号の2様式から第15号の3の4様式までの規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和53年12月世田谷区規則第65号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第27号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第2号様式第1面を次のように改める。
様式省略

第2号の2様式及び第2号の3様式を次のように改める。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式第1面、第2号の2様式及び第2号の3様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条の2」を「第8条」に、「壁面等の後退の距離等」を「整備基準」に改める。

第2条第1項中「昭和25年政令第338号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第2条の2中「及びデッドスペース（設計上生じた使用することができないと認められる閉塞空間をいう。）の部分」を削る。
第3条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第4条第1号中「。以下「令」という。」を削る。

第5条を次のように改める。
（建築計画の届出等）

第5条 条例第7条第1項及び第2項の規定による建築に係る計画の届出は、次に掲げる図書を添えて、建築計画届出書（第1号様式）により行うものとする。

- (1) 建築計画書（第1号の2様式）
- (2) 案内図、敷地求積図、配置図、各階平面図、立面図、断面図その他関係図面
- (3) 雨水流出抑制施設設置計算書（第1号の3様式）及び図面

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

2 条例第7条第2項の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請

(2) 法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出

(3) 法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知

(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）又は第22条の2第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請

(5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請

(6) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第4条第1項若しくは第7条第1項に規定する計画の認定の申請又は同法第116条第1項に規定する許可の申請

(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項まで（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請

(8) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する認定の申請又は同法第56条第1項に規定する変更の認定の申請

(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第34条第1項に規定する認定の申請又は同法第36条第1項に規定する変更の認定の申請

3 指定建築物の所有者は、条例第14条の規定により設置された自動車のための駐車施設（建物内に設置するものを除く。）の台数を変更する場合は、次に掲げる図書を添えて、駐車施設変更届（第1号の4様式）により区長にその変更について届け出るとともに、区長と協議を行わなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 変更に係る図面

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

第6条の見出し中「建築主」を「建築主又は承継者」に改め、同条中「場合は、条例第7条第3項に規定する整備等の内容について審査し、当該」を「場合において、その」に、「建築主」を「建築主又は承継者（同項に規定する承継をした者をいう。以下同じ。）」に改める。

第7条を次のように改める。

（建築計画が適合している旨の通知等）

第7条 区長は、条例第8条第1項（条例第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、区長が別に定める基準に基づき、建築計画適合通知書（第2号様式）又は建築計画協議済通知書（第2号の2様式）により行うものとする。

第8条第1項中「届出は」の次に「、次に掲げる図書を添えて」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 変更に係る図面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

第8条の2を削る。
第12条第2項第3号中「自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）のための駐車施設から」を削る。

第13条各号列記以外の部分ただし書中「第8号」を「第7号」に改め、同条第5号中「号」を「条」に改め、同条第6号を削り、第7号を第6号とし、同条第8号中「及び」を「、」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号を第8号とする。

第14条第2項第1号の表を次のように改める。

（単位：立方メートル）

区分	計算式
1 敷地面積が500平方メートル未満の指定建築物（公共施設を除く。）	敷地面積×0.03
2 敷地面積が500平方メートル以上の指定建築物（公共施設を除く。）	敷地面積×0.06
3 指定建築物（公共施設（区立の小学校及び中学校を除く。）に限る。）	敷地面積×0.06
4 世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱（平成22年7月12日22土士計第204号）第4条に規定する目黒川エリア、北沢川エリア、烏山川エリア、蛇崩川エリア、神田川エリア及び立会川エリア（烏山川エリア及び蛇崩川エリアにあっては、上馬四丁目及び五丁目、弦巻一丁目から五丁目まで、新町三丁目、桜新町二丁目並びに駒沢二丁目及び三丁目を除く。）の中にある指定建築物（公共施設（区立の小学校及び中学校に限る。）に限る。）	敷地面積×0.06
5 4の項に規定するエリアの外にある指定建築物（公共施設（区立の小学校及び中学校に限る。）に限る。）	敷地面積×0.1

第15条を次のように改める。
（防火及び震災対策等に必要な施設）
第15条 条例第17条の規則で定める防火及び震災対策等に必要な施設は、次に掲げ

<p>るものとする。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる数値以上の規模の水槽（当該規模のプールその他の区長が特に認めるものを設置しようとする場合又はこれが設置されている場合を除く。）</p> <table border="1" data-bbox="135 360 558 555"> <tr> <td>3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td>40立方メートル</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td> <td>60立方メートル</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートル以上のもの</td> <td>100立方メートル</td> </tr> </table> <p>備考 消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項に規定する消防用水のための施設を設置しようとする場合又は設置されている場合は、当該施設の水量の規模をこの基準に従い設置する水槽の規模とすることができる。</p> <p>(2) 防災用資機材を収納するための倉庫その他これに類するもの（以下「防災倉庫等」という。） 第17条第1号中「集会施設等及び防災用資機材を収納するための倉庫」を「防災倉庫等」に改める。</p>	3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	40立方メートル	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	60立方メートル	10,000平方メートル以上のもの	100立方メートル	<p>第18条から第21条までを次のように改める。</p> <p>第18条 削除 （ファミリー向け住戸の設置の数）</p> <p>第19条 条例第22条に規定する規則で定める数は、当該建築物のワンルーム形式の住戸の数から30を減じたものに2分の1を乗じて得たもの（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）以上とする。 （管理施設等の設置基準）</p> <p>第20条 条例第23条に規定する規則で定める基準は、管理施設又は清掃業務等の管理を行うために必要な倉庫を設置することとし、管理施設を設ける場合は、その建築物の出入口を見通すことができる場所に設けるとともに、管理施設である旨の表示をすることとする。 （管理に関する基準）</p> <p>第21条 条例第24条の規定による管理は、次に掲げる方法により行うこととする。 (1) 駐在等により、資源及びごみの収集、駐車施設及び建物内外の清掃等の管理を行うこと。 (2) 管理人又は管理会社の氏名又は名称、連絡先、夜間等の不在時の緊急連絡先</p>	<p>等を記載した表示板をその建築物の主な出入口の見やすい場所に設置すること。</p> <p>第6章の章名中「壁面等の後退の距離等」を「整備基準」に改める。</p> <p>第24条の見出し中「自転車等」の次に「のための」を加える。</p> <p>第26条第1項中「届出は」の次に「、次に掲げる図書を添えて」を加え、同項に次の各号を加える。 (1) 案内図 (2) 竣工図 (3) 整備完了写真 (4) 前号の整備完了写真の撮影位置及び方向を明示した図面 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書</p> <p>別表第1の2の部10,000平方メートル未満のもの（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第53条第3項第2号の規定による建ぺい率の緩和を受けるものに限る。）の項中「建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）」を「法」に改める。</p> <p>別表第3の1の部備考以外の部分を次のように改める。</p>
3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	40立方メートル							
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	60立方メートル							
10,000平方メートル以上のもの	100立方メートル							

1 自動車のための駐車施設設置基準

次の表の建築物の規模及び用途又は位置の欄に定める建築物の規模及び用途又は位置の区分に応じ、それぞれ同表自動車のための駐車施設の規模の欄に定める基準により算出した数値以上の台数の自動車のための駐車施設を設置すること。ただし、鉄道駅等からおおむね半径500メートル以内にある建築物の敷地で、当該建築物の使用又は用途から周辺環境を悪化させないと区長が認めるものについては、この限りでない。

建築物の規模及び用途又は位置		自動車のための駐車施設の規模	
		商業系地域	住居系・準工業地域
集合住宅等建築物	共同住宅	住戸専用面積が40平方メートル以上の住戸の計画戸数（高齢者、障害者等の居住の用に供する住戸の数を除く。以下同じ。）の10分の3と共同住宅の用途に供する部分の床面積（単位は、平方メートルとする。）を350で除して得た数値とのいずれか小さい方の数値	
	上記以外のもの	床面積（学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）、寄宿舎及び児童福祉施設等の用に供する部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートルを超えるごとに1	
サンルームマンション建築物		1	
特定商業施設	鉄道駅等からおおむね半径500メートル以内にある敷地にあるもの	店舗面積の合計が100平方メートルを超えるごとに1	店舗面積の合計が100平方メートルを超えるごとに3
	上記以外のもの	店舗面積の合計が100平方メートルを超えるごとに2	

別表第3の1の部の表備考第1項中「建築基準法施行令」を「令」に改め、同部の表備考第2項中「建築物の規模及び用途の欄に定める複数の建築物の規模及び用途」を「建築物の規模及び用途又は位置の欄に定める複数の建築物の規模及び用途又は位置」に改め、同部の表備考第8項及び第9項を削り、同部の表備考に次のように加える。

8 特定商業施設を除く建築物においては、自動車のための駐車施設のうち1を福祉サービス、宅配便等の一時的な利用のために停車することができる空間に代えることができる。この場合において、当該空間の規模

は、区長が特別の事情があると認める場合を除き、幅2.5メートル以上、奥行き6メートル以上、高さ3.2メートル以上とし、当該建築物の出入口付近に設置することとする。

9 この表の規定により算出した数値（前項の規定を適用する場合には、当該数値から1を減じた数値）の2分の1以下の台数の駐車施設は、住環境を向上させる施設等に代えることができる。

10 特定商業施設を除く建築物において、太陽光発電施設、電気自動車用の充電設備その他の再生可能エネルギー利用設備を設置する場合は、こ

の表の規定により算出した数値（第8項の規定を適用する場合には、当該数値から1を減じた数値）の2分の1以下の台数の駐車施設に代えることができる。この場合において、この規定は前項とあわせて適用することができる。

11 第9項の「住環境を向上させる施設等」とは、条例第18条に定める数値を超える環境空地又は緑地、防災倉庫等その他区長が認めるものとする。

別表第3の2の部備考以外の部分を次のように改める。

2 自転車等のための駐車施設設置基準

次の表の建築物の種類及び用途の欄に定める区分に応じ、それぞれ同表自転車等のための駐車施設の規模の欄に定める基準により算出した数値以上の台数の自転車等のための駐車施設を設置すること。

建築物の種類及び用途		自転車等のための駐車施設の規模
集合住宅等建築物	共同住宅及び寄宿舎	計画戸数（寄宿舎の場合は、寝室数）
	病院、診療所その他公共施設（学校及び児童福祉施設等を除く。以下この表において同じ。）	床面積の合計が50平方メートルを超えるごとに1
ワンルームマンション建築物及び長屋		計画戸数

別表第3の2の部の表備考第1項を次のように改める。

1 自転車等のための駐車施設は、原則として平置式とし、1台当たりの規模を幅0.6メートル以上、奥行き2メートル以上とする。この場合において、設置台数のうち20分の1は、1台当たりの規模を幅1メートル以上、奥行き2.3メートル以上とすること。

別表第3の2の部の表備考第2項中「用いた駐輪施設を」を削り、「駐輪施設とする」を「自転車等のための駐車施設とする」に改め、同部の表備考第4項中「設置すべき駐車施設」を「設置すべき自転車等のための駐車施設」に改める。

別表第4歩道状空地の項中「通路とする」を「通路とし、必要に応じて固定式の休憩施設を設ける」に、「箇所」を「箇所及び前号の休憩施設を設けた連続しない部分」に改め、同項第6号に後段として次のように加える。

この場合において、車止め等が連続した防護柵ではなく、点在する杭形状で区長が認めるときは、第2号の規定における幅員に含めることができる。

別表第4緑地帯の項中「幅員」を「縁石又は立ち上がりを含めた幅員」に、「天空」を「高い開放性を有すると認められるもの」に改め、同項形態及び配置の基準の欄に次の1号を加える。

3 道路等又は歩道状空地に接して設ける緑地帯には、必要に応じて植栽ますの立ち上りを座ることのできる形状にすることができる。

別表第4広場状空地の項中「天空」を「高い開放性を有すると認められるもの」に、「休憩施設」を「休憩施設」に改め、同表貫通通路の項中「し、通行部分の有効幅員は、1.5メートル以上の歩行者用の通路で天空と」を削り、同表敷地内空地の項中「別表第2備考2」を「別表第2備考第2項」に改め、同表備考第3項中「令」を「都市計画法施行令」に改め、同表備考に次のように加える。

6 緑地帯を除く環境空地は、別表第3の1の部の表備考第8項による空間を兼ねることができる。

7 歩道状空地に設ける休憩施設及び緑地帯に設ける座ることのできるものは、当該部分を重複して環境空地の面積に計上することができる。

第1号様式を次のように改める。
様式省略

第1号様式の次に次の3様式を加える。

様式省略

第2号様式を次のように改めるよ

様式省略

第2号様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

様式省略

附則

- この規則は、令和6年6月1日から施行する。ただし、第14条第2項第1号の表の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第3号様式及び第4号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則（平成9年6月世田谷区規則第89号）の一部を次のように改正する。

第8条中「建築主事」を「建築主事又は建築副主事」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区みどりの基本条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区みどりの基本条例施行規則（平成17年4月世田谷区規則第77号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第7号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

別表第5備考第4号中「又は区域」を削る。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項第7号の改正規定（「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める部分に限る。）及び別表第5備考第4号の改正規定は、公布の日から施行する。